

群労発基 0802 第 1 号  
令和 6 年 8 月 2 日

群馬地方最低賃金審議会  
会 長 谷 口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長  
上 野 康 博



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって、申出代表者日本基幹産業労働組合連合会群馬県本部委員長大場博之から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

群労発基 0802 第 2 号  
令和 6 年 8 月 2 日

群馬地方最低賃金審議会  
会 長 谷 口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長  
上 野 康 博



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって、申出代表者 J A M 北関東群馬県連絡会会長山村康郎及び全日本自動車産業労働組合総連合会群馬地方協議会議長深沢正人から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

群労発基 0802 第 3 号  
令和 6 年 8 月 2 日

群馬地方最低賃金審議会  
会長 谷口 聡 殿

群馬労働局長  
上野 康博



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって、申出代表者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合群馬地方協議会議長関根悟及び J A M 北関東群馬県連絡会会長山村康郎から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

群労発基 0802 第 4 号  
令和 6 年 8 月 2 日

群馬地方最低賃金審議会  
会 長 谷口 聡 殿

群 馬 労 働 局 長  
上野 康博



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無  
について（諮問）

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって、申出代表者全日本自動車産業労働組合総連合会群馬地方協議会議長深沢正人及び J A M 北関東群馬県連絡会会長山村康郎から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。